

地方公共団体等からの主な要望事項について

平成30年8月

※本資料は第46回審査会（平成29年9月）以降現時点までに文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目をまとめたものである。

1. 避難者等への賠償

- 避難指示区域内はもとより、区域外も含め、被災地の実情に応じた中間指針の適時・的確な見直しを行うこと。
- 平成28年度末以降に避難指示が解除された区域において、解除後に賠償が継続する「相当期間」については、解除後の現状を把握した上で、地域の状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確保させること。
- 帰還困難区域においては、今後も避難生活の長期化に伴う精神的苦痛が継続していく現状を踏まえ、避難生活が続く間、また、帰還もしくは移住をしても、損害が発生している場合はその個別事情に応じた賠償が確実に実施されるよう指針を見直すこと。
- 精神的苦痛、生活費増加費用、就労不能損害等に係る賠償期間や避難生活の長期化等により生じるコミュニティ崩壊等の様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能等に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行わせること。
- 今回の原子力発電所事故に係る訴訟では、東電と国の責任を認める判決や、中間指針等の目安を超える精神的損害額を認める判決が出されていることから、これらの判決を踏まえ、中間指針の見直しを行うこと。

2. 営業損害及び風評被害に係る賠償

- 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、個別訪問等による実態把握に努め、簡易な手法で柔軟に対応させるとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応すること。さらに、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、そ

の個別事情に対して確実に賠償するとともに、手続きの簡素化、迅速化を図ること。

- 農林水産業に係る営業損害については、依然として県内全域で風評被害が発生している状況や、不耕作による農地の荒廃等の個別事情を踏まえ、十分な賠償が確実に継続されるようにすること。また、平成31年1月以降の避難指示区域外における農林業の賠償について、関係者の意見を十分に踏まえた上で、継続検討することとなった事項を早期に確定させること。

3. 地方公共団体に係る賠償

- 原子力発電所事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行わせること。
- 地方公共団体の財物の賠償については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、賠償基準を早急に確定させ、迅速に賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。
- 地方公共団体が行っている様々な検査等に要する費用や風評被害対策などの事業に要する費用等は、避難指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、迅速かつ確実に賠償を行わせること。また、手続きの簡素化・迅速化を図ること。

4. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- 原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案をすみやかに受諾するよう、東京電力を強く指導すること。また、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に強制力を持たせるよう、権限を強化すること。
- 東京電力に対し、①原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案の受諾拒否、②和解仲介手続と訴訟が重複していることを理由にした和解案の諾否留保、といった対応の是正を求めるとともに、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、和解案提示に消極的な姿勢を示すことのないよう指導監督を行うこと。